

# 東京都アンサンブルコンテスト実施規定

## (総 則)

第1条 東京都アンサンブルコンテストは、各部門連盟から選出されたグループが参加して、全日本アンサンブルコンテストの3週間前までに実施する。

第2条 開催日及び会場は、その年度ごとに理事会において決定する。

第3条 出演順序は、各部門で決定したとおりとする。ただし、部門順序は理事会において決定する。

第4条 選出母体となる部門連盟は次のとおりとする。

東京都小学校吹奏楽連盟	東京都中学校吹奏楽連盟
東京都高等学校吹奏楽連盟	東京都大学吹奏楽連盟
東京都職場吹奏楽連盟	東京都一般吹奏楽連盟

## (実施部門)

第5条 実施部門は次のとおりとする。

- ① 小学生の部    ② 中学生の部    ③ 高等学校の部    ④ 大学の部  
⑤ 職場・一般の部

## (部 門 代 表)

第6条 東京都アンサンブルコンテストに各部門連盟より選出するグループ数は、次のとおりとする。

- ① 小学生の部          6グループ          ② 中学生の部    22グループ  
③ 高等学校の部      18グループ          ④ 大学の部          9グループ  
⑤ 職場・一般の部    12グループ

ただし、東京都職場吹奏楽連盟及び東京都一般吹奏楽連盟より各1グループは必ず選出する。

第7条 各部門連盟は、前条に基づき、原則として東京都アンサンブルコンテスト開催日の2週間前までにコンテストを実施し、代表グループを東京都吹奏楽連盟に報告する。

## (参加規定)

第8条 グループの編成は、3名以上8名までとする。

第9条 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上のグループに重複して出場することは認めない。

### (1) 小学生の部

構成メンバーは同一小学校に在籍、または校外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

### (2) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の

許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※上記（１）（２）の小学生とは、学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。また、中学生とは、学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

（３）高等学校の部

同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。）

（４）大学の部

同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

（５）職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

- 2 その他、第9条第1項（１）（２）－②、③に該当しない団体の参加については、第二事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第10条 参加グループの人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

（演奏）

第11条 出場グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。

第12条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。

2 同一パートを2名以上で演奏することは認めない。

3 独立した指揮者は認めない。

4 参加グループは、必ず全パートが記載された楽譜（スコア）を当日用意すること。

第13条 演奏曲は各部門の予選で演奏したものとする。

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受け、その許諾書の写しを提出しなければならない。この許諾を受けないで、本大会に出場することは認めない。

（注）1 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

2 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、編曲者（作曲者または編曲者およびその楽譜の出版社）が行っている。

3 未出版の作・編曲作品を演奏する場合、作・編曲者の許諾書のコピーを添付する。

第15条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

（審査・表彰）

第16条 審査員は、理事から推薦された候補者の中から、担当副理事長が依頼し、理事長が委嘱する。

2 審査員の人数は、原則として7名とする。

3 審査方法は、第2事業部会において審議し、理事会の承認を必要とする。

第17条 表彰は、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞とし、その配分は原則として次の率による。

金賞 30%

銀賞 40%

銅賞 30%

(支部代表)

第18条 全日本アンサンブルコンテストへ選出するグループ数は、全国大会支部代表数設定基準に基づいて示された次のグループ数とする。

中学生・高等学校の部	各2グループ
ただし、同一団体からの推薦は	1グループとする
大学の部	1グループ
職場・一般の部	2グループ
ただし、同一団体からの推薦は	1グループとする

(その他)

第19条 コンテスト実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第20条 その他、開催上の細目については、第2事業部会が定め、理事会の承認を得なければならない。

第21条 この規定は、理事会の議決により改訂することができる。

(付則)

- 1 この東京都アンサンブルコンテスト実施規定は、昭和63年1月6日より施行する。
- 2 改訂 平成4年1月24日(第7条 但し①)
- 3 改訂 平成6年12月12日(第6条 但し)
- 4 改訂 平成17年3月22日(条文全般)
- 5 改訂 平成17年8月30日(第12条の②審査員の数、第13条 但し)
- 6 改訂 平成21年3月27日(小学校部門を新設、職場・一般の部に改正)
- 7 改訂 平成26年3月12日(第6条の但し以降削除、第14条小学校の部5グループを6グループに変更)
- 8 改訂 平成29年4月25日(第11条出演順序)
- 9 改訂 令和6年7月3日(第14条高校、大学、職・一の出演数)
- 10 改訂 令和7年1月23日(全日本吹奏楽連盟アンサンブルコンテスト実施規定の改訂に伴い、関係条文を改定。)